

(公社) 東京都山岳連盟 役員・職員倫理規程

公益社団法人 東京都山岳連盟

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人東京都山岳連盟（以下「本連盟」という）の役員及び専門委員、職員等、本連盟の運営に関わる者（以下「役・職員」という）の倫理に関する基本事項を定めるとともに、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 本規程における役員とは、本連盟「定款」に規程する理事・監事、各部部員・各委員会委員をいう。

2 職員とは本連盟「定款」に規程する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本連盟「定款」に規程する目的を達成するため、本連盟関係規程に基づき、職務を公正且つ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、体罰等パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為を行ってはならない。

2. 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役・職員は、知り得た個人情報を保護しなければならない。

4. 役・職員は、事業遂行上の機密事項、本連盟に対する個人的見解等を所定の手続きをせず外部に公開してはならない。

5. 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや事業に関する斡旋・強要をしてはならない。

6. 役・職員は、全ての経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

7. 役・職員は、自らの社会的立場を認識して、つねに自らを律し、本連盟の信頼を確保するように責任ある行動を取らなければならない。

8. 役・職員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

9. 上記各項の具体的な内容については、本連盟が定めた「公益社団法人

東京都山岳連盟における倫理に関するガイドライン」に準ずるものとする。

(倫理委員会)

第5条 本規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

(役・職員が本規程に違反した場合の対処)

第6条 役・職員に、本規程に違反する行為を行なった恐れがあると認められる場合は、担当理事が直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員が本規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、倫理委員会規程に基づき必要な措置をとるものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

附則 2015年6月27日 理事会にて承認。発行。